様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第０７６２０００９７７０号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　北九州市若松区南二島四丁目５番７号

氏　名　久屋産業　株式会社

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　久保山　功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長　武　内　和　久　印

許　可　の　年　月　日　　令和　５年　１０月　１４日

許可の有効年月日　　令和　１０年　１０月　１３日

1　事業の範囲
事業の区分
中間処理業　（焼却、加熱、破砕）
産業廃棄物の種類
焼　却　燃え殻（熱しゃく減量１０％を超えるものに限る。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物に限る。）、家畜の死体（家きん類に限る。）、政令第１３号廃棄物（廃肉骨粉に限る。）以上１６種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
加　熱　金属くず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい（廃油が付着しているものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上３種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
破　砕　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類以上６種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2　事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

3　許可の条件
な　し

4　許可の更新又は変更の状況

昭和５１年１２月２８日	新規許可	昭和６２年１０月１４日	変更許可
平成　５年１０月１４日	更新許可	平成１０年１０月１４日	更新許可
平成１０年１２月　１日	変更許可	平成１５年１０月１４日	更新許可
平成１９年　６月１４日	変更許可	平成２０年１０月１４日	更新許可
平成２１年　２月２３日	変更許可	平成２１年　３月１１日	変更許可
平成２５年１０月１４日	更新許可	平成３０年１０月１４日	更新許可
令和　５年１０月１４日	更新許可		

5　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有

２．事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設（乾溜ガス化炉）
産業廃棄物の種類：燃え殻（熱しゃく減量１０％を超えるものに限る。）、汚泥、廃油、廃酸、
廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、
金属くず（自動車等破砕物に限る。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物に限る。）、
家畜の死体（家きん類に限る。）、政令第１３号廃棄物（廃肉骨粉に限る。）
以上１６種類
設置場所　：北九州市若松区南二島四丁目４９５番８９
設置年月日：平成１９年６月１４日
処理能力　：

燃え殻	１日あたり　４．５トン（２４時間）
汚泥	１日あたり４．７立方メートル（２４時間）
廃油	１日あたり１．４立方メートル（２４時間）
廃酸	１日あたり２．４立方メートル（２４時間）
廃アルカリ	１日あたり２．４立方メートル（２４時間）
廃プラスチック類	１日あたり２１．６トン（２４時間）
紙くず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
木くず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
繊維くず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
動植物性残さ	１日あたり　６．５トン（２４時間）
動物系固形不要物	１日あたり１３．３トン（２４時間）
ゴムくず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
金属くず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	１日あたり２１．６トン（２４時間）
家畜の死体	１日あたり　４．５トン（２４時間）
政令第１３号廃棄物	１日あたり　４．５トン（２４時間）

許可年月日：平成１８年１２月２６日
許可番号　：第３８８－１号，第３８８－２号，第３８８－３号

施設の種類：加熱施設（乾溜ガス化炉）
産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉱さい（廃油が付着したものに限る。）
以上３種類
設置場所　：北九州市若松区南二島四丁目４９５番８９
設置年月日：平成１９年６月１４日
処理能力　：

金属くず	１日あたり３．０トン（２４時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	１日あたり３．０トン（２４時間）
鉱さい	１日あたり３．０トン（２４時間）

施設の種類：破砕施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
がれき類（板状のもの又はブロック状のものに限る。）
以上６種類
設置場所　：北九州市若松区南二島四丁目４９５番８９
設置年月日：平成２１年２月２３日
処理能力　：

廃プラスチック類	１日あたり４．８トン（８時間）
木くず	１日あたり２．０トン（８時間）
繊維くず	１日あたり３．２トン（８時間）
ゴムくず	１日あたり１．９トン（８時間）
金属くず	１日あたり３．７トン（８時間）
がれき類	１日あたり２．９トン（８時間）